政令第三百三十八号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関す

る政令

内 閣 は、 犯罪 による収益 の移転防 止に関する法律の一 部を改正する法律 (平成二十六年法律第百十七号)

の施 施行に伴 V. 並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号) 第四条第二項

第三号及び第三項、 第二十一条、第二十二条第十項並びに別表の規定に基づき、この政令を制定する。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)

第 条 犯罪による収 益 の移転防止に関する法律施行令 (平成二十年政令第二十号) の一部を次のように改

正する。

第一条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第七条第 一項中 「犯罪による収 益 血の移転 に利用されるおそれがな い を 「法第三条第三項に規定する犯

罪 収 益 移 転 危険度 調 査書に記載され た当該 取引による犯罪 E よる収 益 \mathcal{O} 移転 \mathcal{O} 危険性 \mathcal{O} 程 度を 勘 案 て簡

素な顧客管理を行うことが許容される」に、「)とする。」を「以下この項において 「対象取引」という

及び 対象取る 引以外の 取引で、 疑わ しい 取引 (取引にお *(* \ て収受する財産が犯罪による収益 である疑い

又は 十六号) 顧客等が 第十二 取 条 引に関 \bigcirc 罪若 しく し組 織的 は 玉 際的 な犯 な協 罪 の処罰及び犯罪 力 \mathcal{O} 下に 規 制 薬物 収益 に \mathcal{O} 、係る不 規制等に関する法律 正 行為を助 長 以する行う 平 -成十一 為等 年 \mathcal{O} 防 法 律 止 を 第 図る 百三

ため \mathcal{O} 麻 薬 及 75 向 精 神 薬 取 締 法 等 \mathcal{O} 特 例 等 に 関 す る法 律 平 成三 年 法 律 第 九 + 匝 号) 第六 条 \mathcal{O} 罪 に当 たる

行為を行 ってい る疑い が あると認めら れる取引をいう。 第九 条第一 項及び第十三条第二項に お 1 7 同 ľ

そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 顧 客 管 理を行う上で特 別 の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。 に改り め、

同 項 第一 号タ中 「除く」 *(*) 下に \neg 第三項第 号に お 1 . て 現 金等受払 取引 という」 を加え、 同 号 レ 中

 \mathcal{O} 払 戻 0 下 に (以下 レ 及 び 第三項 第二 号 に お 11 7 預 (金等) 払 戻し」 という。 を加 え、 当

該

払 戻 Ĺ を 当 該 預金等払戻し」に改め、 同条に次 の 一 項を加える。

3 特 定 事 業者 が 同 <u>__</u> 顧 客等との間で二以 上の次の各号に掲げる 取 引を同時 に又は連続して行う場合に

お *(*) て、 当該 以 上 \mathcal{O} 取 引 が 口 当た り \mathcal{O} 取 引 \mathcal{O} 金 一額を減り 少させるた め É \mathcal{O} 当該各号に掲 げ る 取 引を

分割 た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 全部 又 は 部 で あ ることが 見 し て 明ら か であるも のであるときは、 当該二以 上 \mathcal{O} 取引

を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

- 一現金等受払取引
- 二 預金等払戻し
- \equiv 本 邦通貨と外国通貨の 両替又は旅行 小切手の販売若 しくは買取 ŋ
- 四 貴金属等の売買契約の締結

第 九条中 「にあっては」を「(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。)にあっては」

に、 「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない」を 「法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危

険度調 査 書に記載された当該取引による犯罪による収益 一の移転 \mathcal{O} 危険性の程度を勘案して簡素 な 顧客 管 理

を行うことが許 容される」に、 「とする。 を 「及び当該 契約 \mathcal{O} 締 結以 外 \mathcal{O} 取 別で、 疑 わ 1 取 引そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。 に改め、 同条に次

- の一項を加える。
- 2 特定 事 業者 が 同 0) 顧客等との間で二以上の第三号特定受任行為 の代理等を行うことを内容とする契

約 (以 下 この 項 にお 1 て単に 契 約一 という。 を同 時 に ては連 続 L て 締 結する場合にお 7 て、 当 該二

以上の契約が一 回当たりの契約に係る財産の価額を減少させるために一の契約を分割したものの全部又

は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、 当該二以上の契約を一の契約とみなして

、前項の規定を適用する。

第十二条に次の一項を加える。

3 法第四 条第二 項第三号に規定する政令で定める取引は、 次に掲げる顧客等との間で行う同条第一項に

規定する特定取引とする。

外国の元首及び外国の政府、 中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者と

して主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

前号に掲げる者の家族 配配 遇者 (婚 姻 の届出をしてい ないが、 事実上婚姻関係と同様 の事情にある

者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者 の父

母及び子をいう。)

三 法人であって、 前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある

ものとして主務省令で定める者であるもの

第十三条第二項中「及び当該」を「、 当該」に改め、 「行うもの」の下に「、疑わしい取引その他の顧

客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるもの」を加える。

第十七条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十八条中「第十八条第五項」を「第十九条第五項」に改める。

第十九条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第二十条第一項中「第二十一条第五項」を「第二十二条第五項」に、 「第十四条及び第十五条第一項」

を「第十五条及び第十六条第一項」に改める。

第二十一条第一 項中「第二十一条第五項」を「第二十二条第五項」に、 「第十四条、 第十五条第一項、

第十六条及び第十七条」 を 「第十五 条、 第十六条第 項、 第十七条及び第十八条」に、 「第二十一条第三

項」を「第二十二条第三項」に改め、 同条第二項中 「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第

十六条第一項」に改める。

第二十二条第一 項、 第 五. 項及び第六項中 「第十四条」 を「第十五条」 に、 「第十五条第一項」 を 「第十

六条第一項」に改める。

第二十三条第一 項中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改め、 同条

第三項中 「第十四条」を「第十五条」に改め、 同条第四項から第六項までの規定中「第十四条」を「第十

五条」に、 「第十五条第一項」を「第十六条第一 項」 に改める。

第二十 应 条、 第二十五 条第一 項及び第二十六条第一 項 中 「第十四条及び第十五条第一 項 を 「第十五条

及び第十六条第一項」に改める。

第二十八条第一 項 中 「第十四条、 第十六条及び第十七条」を「第十五条、 第十七条及び第十八条」 に改

め、 同条第二項中 「第十四条」を「第十五条」に改め、 同条第三項中「第二十一条第六項」を

条第六項」に改める。

九 条第 項 中 「第十六条及び第十七 之 条 」 を 「第十七 条及び第十八条」 に改め、 同 条第三 項 中 第

十四条及び第十五条第一項」 を 「第十五条及び第十六条第一項」に、 「第十六条及び第十七条」 を 第十

七 条及び第十八条」に改 め、 同条第七項中 「第十四条」を 「第十五条」に、 「第十五条第一項」 を 「第十

六条第一項」に改める。

·条第四 項中 「第十四 「 条 」 を 「第十 五条」 に、 「第十五 条第一項」 を 「第十六条第 項 に改 んめる。

第三十一条第一 項中「第十四条、 第十五条第一項、 第十六条及び第十七条」 を「第十五条、 第十六条第

項、 第十七条及び第十八条」に改め、 同条第二項中「第十四条及び第十五条第一 項」を「第十五条及び

第十六条第一項」に改める。

第三十二条中 「第十四条及び第十五条第一 項」を 「第十五条及び第十六条第一 項」 に改める。

第三十三条第 項 中 第十五条第一 項」 を 「第十六条第 項」 に改め、 同 条第四 項中 第十 ·四条」 を

第十五条」に改める。

第三十四条第 項 中 「第十四条、 第十五条第一項、第十六条及び第十七条」を「第十五条、 第十六条第

一項、第十七条及び第十八条」に改める。

第三十五 条第 項及び第三十六条第 項中 「第十四条、 第十五条第一項及び第十六条」 を 「第十五条、

第十六条第一項及び第十七条」に改める。

第三十七条の見出しを 「(外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認等に関する行政庁の権限委任

等) に改 め、 同 条第 項 中 「第九 条第一 項」 を 「第九条」に、 「第九 条に」 を 第 九条及び第十条 12

に、 「第十 匹 [条及 び第十五 条第 項」 を 「第十五条及び第十六条第一項」 に改め、 同 条 第三項中 「第十五

条第一 項」を「第十六条第一項」に改め、 同条第六項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成二十六年政

令第百五 十五号) の一部を次のように改正する。

第三十

匝

· 条 中 「第三十条」を 「第三十一条」 「同条第三項又は第四項」

に、

を

同同

条第四項又は第

五. 項

に、 「第十二条第一項又は第十三条第一項」を「第十三条第一項又は第十四条第一項」に、 「第十二条

第二項」を「第十三条第二項」に改める。

別表第四号中 「第三十条」を 「第三十一条」に改め、 同表第二十三号中 同 条第三項」 を 同 条第四項

「第四項」 を 「第五項」に、 「第十二条第一項」を 「第十三条第一 項」に、 「第十三条第 項」を

第十四条第一項」に、 「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、 「第十四条」を「第十 五条」に、

第十八条第二項」を「第十九条第二項」に、 「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、 「第十八条

第三項」を 「第十九条第三項」 に改 いめる。

金 融 庁 組 織令及び 総務省組 織 令の 部改 正

次に掲げる政令の規定中 「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号) 第四条第二号

総務省組織令 (平成十二年政令第二百四十六号) 第八十七条第四号

附則

(施行期日)

1 この政令は、 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年

十月一日)から施行する。

、犯罪による収 益 $\overline{\mathcal{O}}$ 移転防 止に関する法律施行令 0 部改正に伴う経過措置)

2 第 条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 後の犯罪による収 益 の移転 防止に 関する法 律施行令第七条第三項及び第九条第

一項の規定は、この政令の施行の日前に行われた取引については、 適用しない。

もに、

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、

厳格な顧客管理を行う必要性が特に高

** \ . ك

犯罪による収益 の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、 関係政令の整備を行うとと

認めら ħ る取引として外国 の元首等との 間で行う特定の 取引を追加する等 の必要が あるからである。